

今月のトピックス

令和4年11月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL: <http://slmo.co.jp/>
※QR コードで弊社 HP へアクセスできます ⇒



【 今月の担当:成瀬 】

【令和4年10月からの社会保険適用拡大について(令和6年10月にむけて)②】

社会保険や雇用保険等の加入手続きに関して、本年6月号及び前月号でもその留意点をお知らせしましたが、今回は大きな注意点をまとめてみましたので、熟読ください。

採用した**初日**が、社会保険や雇用保険の**加入日**になります。
試用期間が過ぎてからではないことに注意です。

少し本人の様子を見てから手続きを、
という場合でも、**加入日は入社日に遡ること**になっていますから要注意です。

これらを正しく処理しないと、法違反に問われるだけではなく、いざ年金受給、あるいは失業保険受給というときに、本人が計算した金額より少ないとか、場合によっては受給資格期間を満たしていないから全く受給できないなどとなり、大きなトラブルに、更には訴訟沙汰にまで発展するケースもありますから、厳重に注意してください。

【令和6年秋、健康保険証を原則廃止へ】

政府は10月13日、現在の健康保険証を令和6年秋に**原則廃止**し、マイナンバーカードと一体化する方向であることを明らかにしました。今回は健康保険証原則廃止の発表にあたり、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込方法や、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局数について現在発表されている情報をご案内いたします。

●**申込方法** ～事前にマイナンバーカードと数字4桁の暗証番号を用意～

＜スマートフォン＞

1. マイナポータルアプリをインストール
2. アプリ内の「健康保険証利用申込」をタップ
3. 利用登録を案内に沿って進めていく

＜パソコン＞ カードリーダー必須

1. 「マイナポータル 保険証登録」を検索
2. サイト内の「利用を申し込む」をクリック
3. 利用登録を案内に沿って進めていく

※上記の方法が難しい場合、セブン銀行ATMや各市区町村において設置する住民向け端末等から申し込むことも可能です。

●**使用できる医療機関・薬局数 (令和4年10月16日現在)**

全国・・・72,334件 (全体の運用開始は3割程度)
※全体の対応機器の申込は8割程度完了

※医療機関・薬局に対し令和5年4月からオンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)の導入が原則義務化となっています。

※マイナンバーカードによる健康保険証利用が可能な医療機関・薬局については右記のQRコードからご確認ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21669.html



●**健康保険証が原則廃止となる時期やマイナンバーカードを健康保険証として使用できる医療機関・薬局数など今後の動きに注目が必要です。**